

住所不明組合員に関する公告

福山医療生活協同組合「定款第10条第3項」並びに「住所不明組合員の脱退手続きに関する規程」に基づき、以下公告します。

1. 出資金通知を送付しております（2025年10月）。手元に通知が届かない場合には本部にお問い合わせください。

2026年3月23日

福山医療生活協同組合

理事長 山崎 弘貴

《公告期間》2026年3月23日（月）～ 2026年3月31日（火）

《お問い合わせ・連絡先》

住 所 〒720-0082

福山市木之庄町 2-7-2

福山医療生活協同組合 本部

電話番号 084-973-2280

（月曜日～金曜日 9時00分～17時00分 祝日を除く）

定款第10条2項、3項、4項に基づくみなし脱退の手順

2018年10月1日

	時期	実施内容	目的	備考
1	年度決算終了後	すべての組合員に対し残高確認書を発送する	組合員に対し年一回以上の所在確認を定期的に行う	所在確認であれば残高確認書の発送以外の手段でもよい 前年度宛先不明だった組合員にも発送する必要がある
2	残高確認書の発送後	宛先不明で返送された組合員に対し①登録された電話番号で連絡を取る②診療所等に住所変更を確認する。	所在を確認する	
3	2の実施後	2を実施して所在の確認が取れない組合員を住所不明組合員として登録する	住所不明組合員を生協として掌握する	登録年度を明らかにしておく
4	毎年1月～3月	公告は、以下の各方法で行う。 ①事務所の店頭に掲示する方法 ②ホームページに掲載する方法	住所の変更届の催告をする	定款第84条（公告の方法）に従い公告する。
5	3月 理事会	1～4を2年実施して所在の確認が取れない組合員は脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該年度の終わりにおいて脱退とする。	みなし脱退の処理	みなし脱退者の出資金は預り金に振り替える。
6	6月 通常総代会	5の処理を行ったときは、その年の通常総代会にその結果を報告する。		定款第10条4項
7	5の処理から2年後	本人からの申し出が無い場合、2年経過した年度末に特別利益等の会計処理を行う		
8	7の処理後 (特別利益等計上後)	預り金を特別利益等に振り替えた後に、本人からの申し出等で所在確認ができた場合、出資金の返還のための手続きをおこなう。		

Q 前回、残高通知が返送されたものにも2回目を発送すべきか？

定款第10条3項 …年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届の催告をしなければならない。

A とあるため2年間行う必要がある。

Q 2018年度10月に1回目、2019年度に2回目、2020年の3月にみなし脱退の手続きができるか？

A できる。一つの事業年度で考えるため、発送の時期が4月であろうと10月であろうと可能。